

定 款

株式会社 電 響 社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、商号を株式会社電響社と称する。
英文では、DENKYOSHA CO., LTD.とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気音響機器、冷暖房機器、美容・健康機器、照明・電熱機器などの家庭用電気製品の販売および取付工事。
2. 石油ストーブ、ガス器具などの家庭用機械器具の販売。
3. ジャー、マホービン、じゅう器の販売。
4. 拡声装置、配線器具、電線、テレビ共聴機器、無線通信機器などの電気機械器具の製造、加工、販売および取付工事。
5. 測定機器、計量器、治具・工具、冷暖房工事用品の販売。
6. 建築材料、建築金物の販売。
7. 園芸用品、台所用品、ゴムホースの販売。
8. 宝石、貴金属、洋品雑貨の販売。
9. 電気工事、消防施設工事。
10. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介。
11. 倉庫業および一般貨物自動車運送業。
12. 損害保険代理業。
13. 前各号に附帯または関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、23,667,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法

令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者、議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

2. 取締役選任の決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長・取締役社長・取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定める。

2. 前項により、役付取締役をおいたときは、取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

3. 取締役社長に事故があるときは、第 1 項の順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集、議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮し、取締役および監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定める

もののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮し、監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を

経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免がれる。

昭和30年11月1日	制定
昭和33年5月15日	改正
昭和34年1月24日	改正
昭和36年1月26日	改正
昭和37年11月24日	改正
昭和40年11月29日	改正
昭和41年11月18日	改正
昭和47年11月16日	改正
昭和50年11月15日	改正
昭和55年3月18日	改正
昭和55年8月20日	改正
昭和58年9月30日	改正
昭和59年8月18日	改正
昭和60年8月14日	改正
昭和62年8月12日	改正
平成元年6月29日	改正
平成3年6月27日	改正
平成6年6月29日	改正
平成12年6月29日	改正
平成13年6月28日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年6月29日	改正
平成18年6月29日	改正
平成21年6月26日	改正
平成23年6月29日	改正
平成26年6月27日	改正
平成28年10月1日	改正